

ADR 認定土地家屋調査士の代理業務についての一考察

2010. 7. 6

日本土地家屋調査士会連合会研究所
研究員 橋本 伸治 (栃木会)

目次

1. ADR認定土地家屋調査士制度の概要
2. 土地家屋調査士特別研修による法務大臣認定の現状
3. 土地家屋調査士会型ADRセンターの現状
4. ADR認定土地家屋調査士の代理活動の阻害要因とその対応策
5. ADR認定土地家屋調査士の民間紛争解決手続代理関係業務の実務
6. ADR認定土地家屋調査士と境界センターとの連携
7. ADR認定土地家屋調査士と筆界特定制度との連携
8. ADR認定土地家屋調査士業務の更なる発展
9. 終わりに

<橋本研究員における研究成果報告書の作成に向けたスケジュール>

DATE	項 目
2010/5月末	1. ADR認定土地家屋調査士制度の概要 2. 土地家屋調査士特別研修による法務大臣認定の現状
2010/7月末	3. 土地家屋調査士会型ADRセンターの現状 4. ADR認定土地家屋調査士の代理活動の阻害要因とその対応策
2010/9月末	5. ADR認定土地家屋調査士の民間紛争解決手続代理関係業務の実務 6. ADR認定土地家屋調査士と境界センターとの連携
2010/11月末	7. ADR認定土地家屋調査士と筆界特定制度との連携 8. ADR認定土地家屋調査士業務の更なる発展 9. 終わりに
2010/12月末	総括

(2010.4.5 報告したスケジュール)

上記スケジュールに基づき、2010. 1. 31 付け【中間報告】研究論文の修正検討を行っているところだが、「1. ADR 認定土地家屋調査士制度の概要、2. 土地家屋調査士特別研修による法務大臣認定の現状」については、特筆すべき追加部分は無い。

「3. 土地家屋調査士会型 ADR センターの現状」については、単体会の設立状況が変化して

いるので、データをアップデートしたに留めている。

「4. ADR 認定土地家屋調査士の代理活動の阻害要因とその対応策」においては、弁護士会の現状分析を若干修正している。特に、①近時の司法制度改革によって大量合格者を生み出した弊害として、最近の若手弁護士における業務受託件数・報酬額が伸び悩んでいること、②境界紛争が様々な争いのベシックであり、その解決能力を身につけることこそ弁護士としての紛争解決能力をアップさせるものであること等から、新任の弁護士を中心に境界紛争 ADR に注目しつつある状況が出始めており、認定土地家屋調査士との共同受任に向けた好材料といえよう。

また、認定土地家屋調査士資格取得後の継続的・体系的研修システムについても若干の修正を加えたが、その中でも ADR 法に定める第 25 条ないし第 28 条による認証取得事業者への特則付与については、代理人側にも十分な理解が得られるよう研修カリキュラムの提案を行ってみた。さらに、過日関東ブロック協議会主催による認定土地家屋調査士代理業務研修が千葉会において実施され、小職も講学のために受講してきたところである。関ブロにおいては今後も継続的に研修会を実施する予定であり、その情報も紹介しつつ、研修カリキュラムの提案を行っている。

認定土地家屋調査士の報酬体系についての提案は未だ報告する段階にいたっておらず、研究の道半ばではあるが、最終報告までには一定の成果を取りまとめた。

「5. ADR 認定土地家屋調査士の民間紛争解決手続代理関係業務の実務」に関しては、相談業務において、心理学の面から相談コミュニケーション能力について修正を検討中である。近日、関ブロ主催による ADR 研修を、臨床心理士である原田杏子先生を講師に迎え実施する予定であり、その著書である「専門職としての相談援助活動」（東京大学出版会）から多くの示唆を頂いている。

「6. ADR 認定土地家屋調査士と境界センターとの連携」については未だ特筆すべき追加事項は無い。

「7. ADR 認定土地家屋調査士と筆界特定制度との連携」に関しては、土地家屋調査士会 ADR センターと法務局筆界特定制度とが、裁判以外の境界紛争解決制度の両輪であることから、両者の効果的かつ有機的な相互連携を図るために、平成 22 年 3 月 法務省民事局民事第二課・日本土地家屋調査士会連合会とによる「筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携に関する検討取りまとめ」が各単位会に示され、「（1）事前相談（注）における連携、（2）手続移行における連携、（3）情報の共有における連携、（4）広報における連携」が提唱されたことは注目に値する。この連携は、中間報告にも記載した和田直人氏（現静岡大学准教授）の論文を参考に検討が進められたのではないかと推察される。ただし、これは手続き実施者側から見た両制度の連携ではあるものの、そのシステム変更（または運用変更）について十分熟知しておくことが代理人側である認定土地家屋調査士にも求められる。その連携の具体的方策は未だ示されず概要にとどまっているが、現実的な運用開始が本年 10 月からとされていることから、現時点ではその予備情報を追加するに留めている。

「8. ADR 認定土地家屋調査士業務の更なる発展」については、「仲裁」について基礎的な情報の追加と将来の制度設計を目指した提案を検討中である。

以上